証券コード　8138
平成27年６月10日

株 主 各 位

大阪市中央区北久宝寺町一丁目９番８号
（本社事務所　大阪市中央区本町二丁目１番６号）
三京化成株式会社
代表取締役
社　　長　小　川　和　夫

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬具

記

1. **日　　時**　**平成27年６月26日(金曜日)　午前10時**
2. **場　　所**　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
　ヴィアーレ大阪　２階「エメラルドルーム」
　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**

報 告 事 項
1. 第89期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　監査役４名選任の件
第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

〜〜

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sankyokasei-corp.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策、日本銀行による金融緩和政策を背景に企業収益の向上や雇用の改善が進んだものの、消費税増税による駆け込み需要の反動に加え、円安の進行による物価上昇もあって個人消費の回復に遅れが見られるなど、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、お客さま本位の積極的な営業活動に注力するとともに、市場の変化を先取りした提案型営業活動の推進など、営業施策の強化に努めてまいりました。

これらの結果、日用品関連分野は比較的好調に推移いたしましたが、その他の事業分野が全般に低調で売上が減少したほか、本社ビルの建替えによる旧建物解体・除却等に係る特別損失や仮移転先への移転・賃借等に係る経費（販売費及び一般管理費）が発生したこと、更には持分法による投資利益が大幅に減少したことなどから、売上高は210億４千２百万円（前年同期比1.6％減）、営業利益は３億４千３百万円（前年同期比15.3％減）、経常利益は４億２千２百万円（前年同期比27.4％減）と減収減益となりました。

しかしながら、特別損失、法人税、住民税及び事業税が大幅に減少したことから、当期純利益は増加し、１億７千２百万円（前年同期は１千万円の当期純損失）となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、減収増益となりました。

なお、事業分野別の売上概況は、次のとおりであります。

＜土木・建材資材関連分野＞

土木関連分野では、道路・港湾・下水道等の官需関連のインフラ整備工事が高水準で推移したことから、セメント用薬剤等は増加しましたが、民需関連が資材の高騰や人手不足等による着工遅れの影響などから低迷し、基礎工事用途のコンクリート二次製品等の関連薬剤が大幅に減少し減収となりました。

建材資材関連分野では、集合住宅は相続税対策等の影響から建設が堅調で、集合住宅向け造作部材は比較的順調に推移しましたが、消費増税前の駆け込み需要の反動から、新築戸建て住宅の減少が顕著で、内装関連資材等が大幅に減少し減収となりました。

この結果、売上高は70億８千１百万円（前年同期比4.4％減）となりました。

＜情報・輸送機器関連分野＞
情報関連分野では、照明機器や車載関連の商材は一部に新規採用もあって健闘しましたが、スマートフォンやタブレット等の情報端末関連部材が、国内生産の縮小の影響を受けて低迷し、特に液晶表示部品・半導体等の汎用用途の関連薬剤が大幅に減少し減収となりました。
輸送機器関連分野では、自動車の生産拠点の海外シフト化、部品の現地調達化が進むなか、継続納入対応を図り、自動車向けの成形用樹脂等が増加したほか、産業用車両やアフターマーケットに使用される機能性特殊樹脂、二輪車の新機種用途の成形材料等も増加したことから増収となりました。
この結果、売上高は56億２千８百万円（前年同期比2.8%減）となりました。

＜日用品関連分野＞
日用品関連分野では、基礎化粧品用途で機能性薬剤が大幅に増加したこと、またメイクアップ用途でも新規採用があって特殊薬剤が増加したほか、製靴関連も末端消費が低迷するなか、円安の影響から高機能商品の一部に国内回帰の動きが見られ機能性樹脂等が増加したことなどから増収となりました。
フィルム関連分野では、軟質包装用フィルムは末端需要が低迷し低調に推移しましたが、食料品用途の高機能複合フィルムは用途開発による新規採用があって伸長し、特に防曇・ガスバリア性等の機能を付与した鮮度保持用途関連が上伸したことなどから増収となりました。
この結果、売上高は34億４千万円（前年同期比13.8%増）となりました。

＜化学工業関連分野＞
繊維関連分野では、繊維加工の国内生産が海外移転により縮小するなか、工業用機能性繊維関連向け特殊加工樹脂が新規開発により伸長したほか、特殊繊維向け輸出用加工薬剤原料が円安効果で増加しましたが、反面、繊維加工用輸入原料化学品が価格面で苦戦し微減となりました。
化学工業関連分野では、特殊接着剤用・省エネ用原料化学品が好調に推移したほか、エンジニアリングプラスチック等の輸出販売が、円安効果もあって中国・東南アジア向けに伸長しましたが、前期にあった基礎化学品の大型輸入案件の減少をカバーできず減収となりました。
この結果、売上高は48億８千３百万円（前年同期比5.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は125,763千円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要な設備
九州営業所の建替え
当連結会計年度において継続中の主要な設備
本社ビルの建替え
重要な固定資産の売却、撤去、滅失
本社ビルの撤去

(3) 対処すべき課題

足元の国内経済は、企業収益や雇用に改善の動きが見られるものの、個人消費の回復が足踏みするなど、当社グループを取り巻く経営環境は、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような環境下にあって、新年度は既存の取引先とのパイプを太くし業績拡大を図る一方、海外４拠点との連携による輸出入の拡大、海外進出企業との取引拡大を通じて中国・ASEAN市場での更なる拡販を図ってまいります。

また、新たな事業領域に挑戦し、高機能製品・加工商品の拡販、新規ビジネスの創出により利益拡大を図ってまいります。

当社グループは全社一丸となってこれらの課題に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第86期 平成24年３月期	第87期 平成25年３月期	第88期 平成26年３月期	第89期 平成27年３月期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	20,662	19,720	21,387	21,042
経常利益（百万円）	397	412	582	422
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	210	253	△10	172
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	16.49	19.90	△0.85	13.47
総資産（百万円）	13,696	14,276	13,786	14,329
純資産（百万円）	7,379	7,826	7,840	8,624

（注）１株当たり当期純利益及び当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均発行株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大同工業株式会社	千円 10,000	100.0%	住宅用部材の保管・仕分梱包・出荷
産京貿易（上海）有限公司	千円 170,000	100.0%	商品の仕入・販売
SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.	千シンガポールドル 350	100.0%	商品の仕入・販売
SANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD.	千タイバーツ 20,000	100.0%	商品の仕入・販売

(6) 主要な事業内容

当社グループは、土木・建材資材関連、情報・輸送機器関連、日用品関連及び化学工業関連の各分野において、原料・諸資材の販売及びこれらに付帯する関連業務を主な内容とした事業活動を展開しております。

(7) 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本社・大阪支社	大阪府	名古屋支店	愛知県
東京支社	東京都	山陽営業所	岡山県
浜松支店	静岡県	九州営業所	福岡県

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
105名	4名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　51,850,000株
(2) 発行済株式の総数　　15,600,000株（自己株式2,624,330株を含む。）
(3) 株主数　　2,356名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社新光企画	1,426千株	10.99%
大同生命保険株式会社	800	6.17
株式会社みずほ銀行	630	4.86
三京化成従業員持株会	441	3.40
小川和夫	415	3.20
花王株式会社	351	2.71
グンゼ株式会社	346	2.67
シーアイ化成株式会社	272	2.10
ナカバヤシ株式会社	271	2.09
株式会社アドバンスクリエイト	215	1.66

(注) 当社は自己株式2,624,330株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成26年11月25日の当社取締役会決議により処分した自己株式
①処分した株式の種類及び数　　当社普通株式215,000株
②処分価額の総額　　49,880,000円
③処分した日　　平成26年12月11日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川和夫	営業本部長 大同工業株式会社 代表取締役社長 SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 SANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD. 取締役社長
常務取締役	小野敏夫	産京貿易（上海）有限公司 董事長
常務取締役	袴田晴好	東京支社長兼ＳＢ事業部長
取締役	糸原博一	管理部長
取締役	大林和幸	建装材事業部長
常勤監査役	市川正治	
監査役	田中崇郎	
監査役	福本繁	司法書士
監査役	新谷充則	弁護士

(注)1. 監査役田中崇郎、福本繁、新谷充則の各氏は、社外監査役であります。
2. 監査役田中崇郎氏は、長年にわたり企業経営に携わり豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
なお、同氏は代表取締役社長小川和夫氏の配偶者の父であります。
3. 監査役福本繁、新谷充則の各氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出ている独立役員であります。
4. 当社は、最近の状況に鑑み社外取締役を置くことを検討しておりましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　５名　109,115千円
監査役　４名　15,755千円　（うち社外監査役　３名　4,795千円）

(注)1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、取締役５名に対する当事業年度に係る役員賞与19,000千円が含まれております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労金の額21,663千円（取締役５名分19,708千円、監査役４名分1,955千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び主な活動状況
監査役	田中崇郎	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会12回全てにそれぞれ出席し、長年にわたり企業経営に携わってきた豊富な経験を生かし、財務及び会計に関する知見をもとに積極的に発言を行っております。
監査役	福本　繁	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会12回全てにそれぞれ出席し、司法書士としての実務経験を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から積極的に発言を行っております。
監査役	新谷充則	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会12回全てにそれぞれ出席し、弁護士としての専門的な知識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から積極的に発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　ひびき監査法人

(注)当社の会計監査人であった大阪監査法人は、平成26年７月１日付で、新橋監査法人及びペガサス監査法人と合併し、名称をひびき監査法人に変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	13,700千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,700千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬などの額はありません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年５月15日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議しております。この方針につきましては、内容を適宜見直したうえで改定決議を行っており、現在の内容は次のとおりであります。
（最終改定：平成27年４月28日）

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社役員は、当社グループの経営理念の遂行のために制定した「役員行動規範」に基づき行動し、法令等の遵守及び企業の社会的責任を果たすものとする。
・当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月１回以上開催し、当社グループの重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督するものとする。
・常勤監査役は、「監査役会規則」に基づき、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の業務執行を監督するものとする。
・当社は、「情報開示規程」に基づき、情報取扱責任者を置いて、当社グループの会社情報の的確な管理・統制を図るとともに、開かれた企業グループとして、適正な情報を迅速かつ公正に開示するものとする。
・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体からの要求には、全社をあげて迅速かつ組織的に対応するとともに、外部専門機関と連携を図り、断固排除する姿勢を堅持するものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書などの取締役の職務遂行に係る文書、資料、情報については、「文書管理規程」等によって保存・管理を行うものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループの組織横断的なリスク管理体制を強化し、リスク全般についてその未然防止や不測の事態への適切な対応を図るものとする。特に海外事業所・海外派遣者に対しては、「海外非常事態対策規程」「海外緊急事態対応マニュアル」「海外駐在員対策マニュアル」により、非常時にとるべき行動指針の周知を図るものとする。
・当社は、「情報管理規程」に基づき、当社グループの情報資産の保護に努めるものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、「経営会議規程」に基づき、経営会議を毎月1回以上開催し、当社グループの業務執行に関する重要事項の審議を行うものとする。
・当社は、「職務権限規程」「稟議規程」「関係会社管理規程」を制定し、当社グループの内部統制の妥当性確保、業務執行手続の明確化、経営管理の効率向上に努めるものとする。
・監査役は、取締役が善管注意義務に基づき行う、当社グループの内部統制システムの構築・運用状況について監視・検証を行うものとする。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループの役職員のとるべき行動の基本について周知を図るとともに、必要な教育・研修を実施するものとする。
・当社は、当社グループに適用する規程・規約を社内イントラネットに掲載し、当社グループの役職員がいつでも縦覧できるようにするものとする。
・当社は、「内部公益通報保護規程」を制定し、コンプライアンスに関する情報について、相談・通報の窓口（監査室）を設け、当社グループの役職員が直接通報できる体制を構築し、不祥事や事故の未然防止に努めるものとする。また、通報内容を守秘するとともに、通報者が不利益を受けないよう努めるものとする。
・当社は、「内部者取引規制管理規程」に基づき、当社グループの役職員による内部者取引を規制し未然防止を図るとともに、内部情報の管理に努めるものとする。

⑥当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、当社グループ各社の経営について、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期報告と重要案件についての事前協議等を通じて指導・助言を行い、業務の適正化を図るものとする。
・監査室は、当社グループの業務全般に係る内部統制の有効性について監査し、企業集団としての業務の適正と効率性確保を図るものとする。
・当社グループ各社は、当社に対し営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告するものとする。
・当社はグループ各社が作成する経営計画（予算等）について、グループ経営基本戦略の視点から関与・指導するとともに、人事労務・財務経理・資金・情報システム等の当社が保有する機能・資産を効率的に活用できるよう支援するものとする。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、監査業務を補助するため、必要に応じて管理部員を補助使用人に当てることができるものとし、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑧前号⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役により監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に係る業務においては、取締役、監査室長等、上長の指揮命令を受けないものとする。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社グループの役職員は、会社の信用や業績に大きな悪影響を与えるなど、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその事実を監査役に報告するものとする。
・取締役及び使用人は、監査役から監査において必要となる報告の要求があった場合には、遅滞なく監査役に報告するものとする。
・監査室長は、監査室による監査指摘事項を遅滞なく監査役に報告するものとする。
・当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底するものとする。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

・監査役は、「監査役会規則」に基づき、監査方針の策定や業務分担等を行い、必要に応じて取締役、会計監査人及び監査室と意見交換、情報交換を行うものとする。
・監査役のうち過半数は社外監査役とし、監査における透明性を確保するものとする。
・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設けるものとする。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務報告に係る当社グループの内部統制の有効性を的確に評価するため、「内部統制実施基準」に基づき、連結財務諸表を構成する当社及び連結子会社の内部統制を整備・運用・評価し、その結果を内部統制報告書として公表するものとする。

また、その仕組みが適正に機能しない場合は、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関連法令などに対する適合性を確保するものとする。

(2) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為のなかには、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為のなかには、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

当社は、当社の経営にあたって、目先の利益追求ではなく、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを地道に汲み取り、これに応じた商品提供の実績を積み重ねるという、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のお取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。

従って、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があると考えます。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

②基本方針の実現に資する取り組み

a. 当社の企業価値の源泉

当社は、昭和21年７月の創業以来、染料、工業薬品等の化学品商社として、業界において確たる地位を築いております。当社は、設立当初から、社内に「試験室」を設置するなど技術指向型の営業活動を展開しており、メーカーに対する顧客ニーズと技術情報の的確な提供、新商品の開発に関するメーカーとの協業、得意先に対する専門的な商品情報や商品特性のスピーディーな提供、技術サービスの実施など、単なる流通事業の一翼を担う業態とは異なる営業活動を行っております。事業範囲は、土木・建材資材関連分野、情報・輸送機器関連分野、日用品関連分野、化学工業関連分野などをターゲットとし、顧客中心の営業活動を通して、顧客とともに発展を遂げ、環境保全が人類共通の課題であることを認識し、市場における信用を培いつつ社会に貢献することを経営の基本方針としております。

このように、当社は、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを汲み取り、メーカーとの協業等を通じて顧客のニーズに応じた商品を提供していく実績の積み重ねが、当社を新たなるステップへ導き、更なる成長・飛躍を可能にするものと考えており、このようなビジネスモデルの維持・発展こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

b.当社の企業価値向上への取り組み

当社は、多様化する顧客ニーズに迅速に対応し、タイムリーで的確な商品・サービスの提供を図るため、中長期的に以下の３つの施策に取り組んでおり、これらを柱に企業競争力の強化、企業価値の向上に努めております。

(ⅰ)収益の向上

当社は創業以来、一貫して技術コンサルタントを主体とした技術指向型営業を行い、商社でありながらファブレスによるものづくりを行うなど、より付加価値の高い商品提供を目指しております。具体的には長年蓄積した技術・ノウハウを駆使したファインケミカル（精密化学品）商品への指向を図るなか、化学系商材に限らない幅広い取扱品目を展開し、併せて東南アジアへの営業基盤の拡大・整備等に積極的に取り組んでおります。

(ⅱ)海外の市場拡大

近年、国内経済がシュリンクするなか、営業の軸足を東南アジアを中心とした海外に移し、海外のお客様に対する販売だけでなく輸入品の取り扱いにも力を入れて取り組んでおります。これまで当社は平成７年に東洋紡績株式会社（現 東洋紡株式会社）との合弁で香港に三東洋行有限公司を、平成14年には独資でSANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.を、また平成19年には独資にて中国上海市に産京貿易（上海）有限公司を設立、更に平成22年にはタイ王国バンコック市にSANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD.を独資で設立し、それぞれ営業基盤の拡大を図ってまいりました。これらの海外４拠点と国内６拠点のグループ力を集結し、お客様に喜ばれるソリューション営業を展開しております。

(ⅲ)環境保全と高品質体制の確立

環境保全が企業の社会的責任として益々重要になることを意識し、すべての事業活動において環境保全に心がけるとともに、環境配慮型商品の拡販に努めております。同時に、品質マネジメントシステムの実効性を高めるべく、仕事の標準化、プロセスの可視化を促進し、高品質体制の維持・改善・革新に取り組むとともに、顧客の要求に適合する製品・サービスの確実な提供に努めております。

c.株主への還元について

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

③不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付行為を未然に防止するため、平成26年５月19日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」を決議し、そのうえで平成26年６月27日開催の第88期定時株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認をいただきました。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレスhttp://www.sankyokasei-corp.co.jp/ir/financial.html）に掲載しております。

④上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが、当社の支配の基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、上記③の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」においては、大規模買付行為があった際には、当社取締役会は独立委員会の開催を要請し、買収提案内容及び対抗措置について、同委員会による評価・勧告に原則として従うものとしていること、また対抗措置はあらかじめ定められた合理的な客観的要件に該当する場合にのみ発動されるものであることから、当社取締役会の恣意的判断を排除し、大規模買付ルールの遵守や対抗措置発動の是非に関する判断の公正性・透明性の確保を図っており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

〜〜〜

連 結 貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	9,708,424	流動負債	4,836,563
現金及び預金	1,907,738	支払手形及び買掛金	3,238,888
受取手形及び売掛金	6,681,871	電子記録債務	1,303,086
電子記録債権	401,896	未払法人税等	21,800
有価証券	99,850	賞与引当金	56,500
商品	406,589	役員賞与引当金	19,000
繰延税金資産	19,939	その他	197,288
その他	190,547	固定負債	868,360
貸倒引当金	△8	役員退職慰労引当金	249,033
		退職給付に係る負債	1,211
		繰延税金負債	449,736
固定資産	4,620,710	再評価に係る繰延税金負債	123,126
有形固定資産	802,224	その他	45,252
建物及び構築物	129,881	負債合計	5,704,924
機械装置及び運搬具	16,250	（純資産の部）	
土地	584,624	株主資本	7,445,744
建設仮勘定	49,450	資本金	1,716,600
その他	22,017	資本剰余金	1,439,902
無形固定資産	32,631	利益剰余金	4,821,615
投資その他の資産	3,785,853	自己株式	△532,373
投資有価証券	3,579,507	その他の包括利益累計額	1,178,465
退職給付に係る資産	72,644	その他有価証券評価差額金	1,054,828
繰延税金資産	406	土地再評価差額金	58,897
その他	133,754	為替換算調整勘定	64,739
貸倒引当金	△460	純資産合計	8,624,210
資産合計	14,329,134	負債及び純資産合計	14,329,134

連結損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**21,042,304**
売上原価		**19,077,081**
売上総利益		**1,965,223**
販売費及び一般管理費		**1,621,936**
営業利益		**343,286**
営業外収益		
受取利息・配当金	62,775	
持分法による投資利益	2,434	
仕入割引	4,171	
雑収入	18,275	87,655
営業外費用		
売上割引	5,644	
雑損失	2,458	8,103
経常利益		**422,838**
特別利益		
投資有価証券売却益	18,466	
固定資産売却益	177	18,644
特別損失		
本社建替関連費用	157,167	
固定資産除却損	637	157,805
税金等調整前当期純利益		**283,677**
法人税、住民税及び事業税	71,089	
法人税等調整額	39,744	110,833
少数株主損益調整前当期純利益		**172,843**
当期純利益		**172,843**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	1,716,600	1,433,631	4,715,465	△575,090	7,290,606
連結会計年度中の変動額					
新規連結に伴う利益剰余金の増加			41,797		41,797
剰余金の配当			△108,491		△108,491
当期純利益			172,843		172,843
自己株式の取得				△891	△891
自己株式の処分		6,271		43,608	49,880
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	6,271	106,149	42,716	155,138
平成27年３月31日残高	1,716,600	1,439,902	4,821,615	△532,373	7,445,744

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成26年４月１日残高	496,496	46,317	7,215	550,029	7,840,635
連結会計年度中の変動額					
新規連結に伴う利益剰余金の増加					41,797
剰余金の配当					△108,491
当期純利益					172,843
自己株式の取得					△891
自己株式の処分					49,880
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	558,332	12,579	57,524	628,436	628,436
連結会計年度中の変動額合計	558,332	12,579	57,524	628,436	783,574
平成27年３月31日残高	1,054,828	58,897	64,739	1,178,465	8,624,210

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)
該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)
1. 連結の範囲に関する事項
(1) 連結子会社の数　　４社
連結子会社の名称　　大同工業株式会社
産京貿易（上海）有限公司
SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.
SANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD.
前連結会計年度において非連結子会社であったSANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.及びSANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD.は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
(2) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称
該当事項はありません。
(3) 支配が一時的であると認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項
該当事項はありません。
(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、産京貿易（上海）有限公司、SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.及びSANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 持分法の適用に関する事項
(1) 持分法を適用した関連会社数　　１社
会社名　　三東洋行有限公司
三東洋行有限公司については、重要性が増したことにより当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。
(2) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等
該当事項はありません。
(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項
三東洋行有限公司の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
①有価証券の評価基準及び評価方法
a 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

b その他有価証券
・時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
・時価のないもの
移動平均法による原価法
②たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
但し、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。
②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
(3) 重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金
金銭債権の取立不能に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
③役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
④役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
①退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。
②外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
③ヘッジ会計の方法
a ヘッジ会計の方法
為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
b ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建売上債権及び外貨建仕入債務

c ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクは一定の範囲内でヘッジを行っております。
d ヘッジ有効性評価の方法
為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため、決算日における有効性の評価を省略しております。
④消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 560,650千円
2. 担保資産 担保差入資産 現金及び預金 40,000千円
投資有価証券 39,000千円
債務の内容 支払手形及び買掛金 18,311千円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
①再評価の方法：「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第３号に定める固定資産税評価額に、合理的な調整を行い算出しております。
②再評価を行った年月日：平成14年３月31日
③再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
119,976千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)
1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,600,000	―	―	15,600,000

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	54,248	4.25	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	54,242	4.25	平成26年９月30日	平成26年12月８日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	55,146	4.25	平成27年３月31日	平成27年６月29日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。また、現在、銀行等金融機関からの借入はありません。

営業債権である受取手形及び売掛金、ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場会社については四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引のみであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,907,738	1,907,738	―
(2) 受取手形及び売掛金	6,681,871	6,681,871	―
(3) 電子記録債権	401,896	401,896	―
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	26,942	45,417	18,475
②その他有価証券	3,549,913	3,549,913	―
資産計	12,568,360	12,586,835	18,475
(1) 支払手形及び買掛金	3,238,888	3,238,888	―
(2) 電子記録債務	1,303,086	1,303,086	―
負債計	4,541,974	4,541,974	―
デリバティブ取引	―	―	―

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、ならびに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、ならびに(2) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

為替予約の振当処理については、ヘッジ対象とされる売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額102,502千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)
当社グループは、賃貸等不動産を所有しておりますが、総資産に占める重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(１株当たり情報に関する注記)

1.	１株当たり純資産額	664円64銭
2.	１株当たり当期純利益	13円47銭

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,309,937**	**流動負債**	**4,871,309**
現金及び預金	1,634,939	支払手形	199,240
受取手形	1,769,340	電子記録債務	1,303,086
電子記録債権	401,896	買掛金	2,993,323
売掛金	4,824,793	未払法人税等	6,934
有価証券	99,850	賞与引当金	56,030
商品	376,349	役員賞与引当金	19,000
前払金	20,160	リース債務	16,788
短期貸付金	30,000	その他	276,907
繰延税金資産	19,218	**固定負債**	**866,977**
その他	133,389	長期預り保証金	23,952
		役員退職慰労引当金	249,033
		繰延税金負債	449,736
		再評価に係る繰延税金負債	123,126
固定資産	**4,834,760**	リース債務	21,127
有形固定資産	**797,411**	**負債合計**	**5,738,286**
建物	116,646	（純資産の部）	
構築物	11,951	**株主資本**	**7,292,684**
機械及び装置	16,250	**資本金**	**1,716,600**
工具、器具及び備品	2,849	**資本剰余金**	**1,439,902**
土地	584,624	資本準備金	1,433,596
リース資産	15,638	その他資本剰余金	6,306
建設仮勘定	49,450	**利益剰余金**	**4,668,555**
無形固定資産	**29,265**	利益準備金	298,619
リース資産	18,561	その他利益剰余金	4,369,935
その他	10,703	特別償却準備金	10,740
投資その他の資産	**4,008,083**	別途積立金	3,995,500
投資有価証券	3,513,333	繰越利益剰余金	363,694
関係会社株式	292,027	**自己株式**	**△532,373**
破産更生債権等	469	**評価・換算差額等**	**1,113,726**
前払年金費用	72,644	その他有価証券評価差額金	1,054,828
その他	130,078	土地再評価差額金	58,897
貸倒引当金	△469	**純資産合計**	**8,406,410**
資産合計	**14,144,697**	**負債及び純資産合計**	**14,144,697**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**20,410,382**
売　上　原　価		**18,610,529**
売　上　総　利　益		**1,799,853**
販売費及び一般管理費		**1,516,395**
営　業　利　益		**283,458**
営　業　外　収　益		
受取利息・配当金	78,015	
仕　入　割　引	4,171	
雑　収　入	11,964	94,151
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	1,385	
売　上　割　引	5,644	
雑　損　失	870	7,901
経　常　利　益		**369,708**
特　別　利　益		
固定資産売却益	66	
投資有価証券売却益	18,466	18,533
特　別　損　失		
本社建替関連費用	157,167	
固定資産除却損	637	157,805
税引前当期純利益		**230,435**
法人税、住民税及び事業税	51,551	
法人税等調整額	39,958	91,510
当　期　純　利　益		**138,925**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年４月１日残高	1,716,600	1,433,596	35	1,433,631	298,619	—	3,665,500	674,001	4,638,121
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の積立						10,740		△10,740	—
別途積立金の積立							330,000	△330,000	—
剰余金の配当								△108,491	△108,491
当期純利益								138,925	138,925
自己株式の取得									
自己株式の処分			6,271	6,271					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	—	—	6,271	6,271	—	10,740	330,000	△310,306	30,433
平成27年３月31日残高	1,716,600	1,433,596	6,306	1,439,902	298,619	10,740	3,995,500	363,694	4,668,555

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日残高	△575,090	7,213,262	496,496	46,317	542,814	7,756,076
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の積立						
別途積立金の積立						
剰余金の配当		△108,491				△108,491
当期純利益		138,925				138,925
自己株式の取得	△891	△891				△891
自己株式の処分	43,608	49,880				49,880
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			558,332	12,579	570,912	570,912
事業年度中の変動額合計	42,716	79,422	558,332	12,579	570,912	650,334
平成27年３月31日残高	△532,373	7,292,684	1,054,828	58,897	1,113,726	8,406,410

個別注記表

（継続企業の前提に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
1. 資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
①満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
②子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
③その他有価証券
a 時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
b 時価のないもの
移動平均法による原価法
(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
但し、平成10年４月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
金銭債権の取立不能に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
(3) 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金
　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
　なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。
(5) 役員退職慰労引当金
　役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
(2) ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
　為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象
　ヘッジ手段……為替予約
　ヘッジ対象……外貨建売上債権及び外貨建仕入債務
③ヘッジ方針
　デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクは一定の範囲内でヘッジを行っております。
④ヘッジ有効性評価の方法
　為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため、決算日における有効性の評価を省略しております。
(3) 消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1.	関係会社に対する短期金銭債権		162,647千円
2.	関係会社に対する短期金銭債務		122,422千円
3.	有形固定資産の減価償却累計額		534,709千円
4.	担保に供している資産		
	①担保資産	現金及び預金	40,000千円
		投資有価証券	39,000千円
	②債務内容	買掛金	18,311千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引	売上高		497,287千円
	仕入高		419,322千円
	営業取引以外の取引高		1,420千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）
当事業年度の末日における自己株式の数
普　通　株　式　　2,624,330株

（税効果会計に関する注記）
1.　繰延税金資産の発生の主な原因

賞与引当金	18,489千円
役員退職慰労引当金	80,437千円
投資有価証券等評価損	24,404千円
その他	2,404千円
繰延税金資産小計	125,737千円
評価性引当額	△24,404千円
繰延税金資産合計	101,332千円

2.　繰延税金負債の発生の主な原因

前払年金費用	△23,464千円
その他有価証券評価差額金	△503,262千円
その他	△5,124千円
繰延税金負債合計	△531,851千円

（関連当事者との取引に関する注記）
重要な取引がないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）
1.　１株当たり純資産額　　647円86銭
2.　１株当たり当期純利益　　10円82銭

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

三 京 化 成 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ひ び き 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　道　幸　靜　児　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　藤　田　貴　大　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三京化成株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三京化成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

三 京 化 成 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

ひ び き 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　道　幸　靜　児　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　藤　田　貴　大　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三京化成株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

三京化成株式会社　監査役会

常勤監査役　市　川　正　治　㊞

監　査　役　田　中　崇　郎　㊞

監　査　役　福　本　　繁　㊞

監　査　役　新　谷　充　則　㊞

（注）監査役田中崇郎、福本繁及び新谷充則は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境ならびに今後の事業展開等を勘案して、１株につき４円25銭とさせていただきたいと存じます。

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資資金としての確保と将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金４円25銭　　総額55,146,597円

なお、当事業年度は中間配当金４円25銭をお支払しておりますので、

１株当たりの年間配当金は８円50銭となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

２．剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　100,000,000円

（２）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　100,000,000円

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったため、定款第28条第２項及び第34条第２項の規定を変更するものであります。

なお、定款第28条第２項の変更については、監査役全員の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会 （責任免除） 第28条　（省略） ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。	第４章　取締役および取締役会 （責任免除） 第28条　（現行どおり） ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。
第５章　監査役および監査役会 （責任免除） 第34条　（省略） ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。	第５章　監査役および監査役会 （責任免除） 第34条　（現行どおり） ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。

第３号議案　　取締役１名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	候補者の有する当社の株式数
北嶋紀子（きたじま　のりこ） （昭和49年10月25日生） 新任	平成12年10月　弁護士登録（現任） 井上隆彦法律事務所入所 平成15年２月　フェニックス法律事務所入所 平成24年１月　同法律事務所共同代表就任（現任） （重要な兼職の状況） フェニックス法律事務所共同代表	0株

（注）1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、社外取締役候補者であります。

3. 同氏は、弁護士として高度な専門的知識を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営に参画していただくことが期待されることから社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

4. 同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

5. 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出ております。

第４号議案　　監査役４名選任の件

監査役市川正治、田中崇郎、福本繁、新谷充則の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	候補者の有する当社の株式数
1	大槻一博（おおつきかずひろ） （昭和29年５月23日生） 新任	昭和52年３月　グンゼ株式会社入社 平成20年10月　同社経営戦略部財務経理統括室マネージャー 平成22年８月　同社エンプラ事業部管理課長 平成27年６月　当社入社　顧問（現任）	0株
2	福本繁（ふくもとしげる） （昭和28年10月16日生）	昭和62年３月　司法書士登録（現任） 昭和62年４月　平野町総合事務所開設 平成８年４月　同事務所所長（現任） 平成12年６月　当社監査役（現任）	0株
3	新谷充則（にいたにみつのり） （昭和23年10月13日生）	昭和56年４月　弁護士登録（現任） 小倉法律事務所入所 平成３年４月　新谷充則法律事務所開業 平成15年６月　当社監査役（現任） 平成19年４月　新谷・須田共同法律事務所開設	0株
4	岡健治（おかけんじ） （昭和36年２月27日生） 新任	平成２年２月　税理士登録（現任） 平成２年３月　岡会計事務所開設	0株

（注）監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福本繁、新谷充則及び岡健治の各氏は社外監査役候補者であります。
3. 上記３氏を社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
   ①福本繁氏につきましては、長年の司法書士としての実務経験を通して、企業経営に関する高い見識を有しており、当社の監査に反映していただくことを期待して、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は本総会終結の時をもって15年となります。
   ②新谷充則氏につきましては、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、法律専門家としての客観的な立場から当社の監査を行っていただくことを期待して、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
   ③岡健治氏につきましては、税理士としての豊富な実務経験と財務及び会計に関する専門的な知見に基づき、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 福本繁、新谷充則及び岡健治の各氏が選任された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、福本繁及び新谷充則の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、岡健治氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出ております。

第５号議案　　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます市川正治氏及び田中崇郎氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任いただきたく存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
市川正治（いちかわまさはる）	平成23年６月　当社監査役（現任）
田中崇郎（たなかたかお）	平成６年６月　当社監査役（現任）

以　上

(MEMO)

(MEMO)

(MEMO)

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階「エメラルドルーム」
電話(06)4705－2411

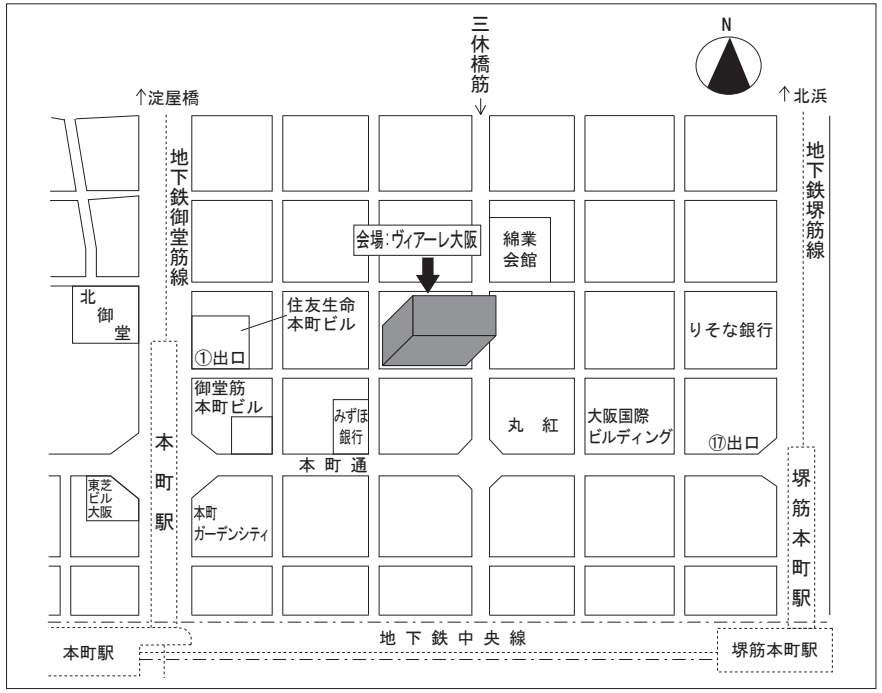

◎　地下鉄御堂筋線　本町駅①番出口から徒歩３分

◎　地下鉄堺筋線　堺筋本町駅⑰番出口から徒歩５分

（お願い）駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。